公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

- エーステス 1 事業の概要

特別会計名:水道事業会計

事	業	名		末端給水事業								
事	業開始年	月日		S7. 12. 26		地方公営企業法の適	[用・非適用	回適	用	口非	適用	
寸	体	名		河内長野市		職員数 (H23. 4	. 1現在)		3	7		
	構成団体	名										
λz≢	- クル判断	比率の状況		□財政再生基準以上	口早	期健全化基準以上	□経営健	全化基準以上		(年度)	
煡	土工し十四四	1491人沉	•	計画期間:								

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
 - 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
 - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
 - 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を())内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

2 財政指標等

資本費	84.5円(H20年度)	財政力指数	0.721(H21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	99.6 (H20年度)	実質公債費比率 (%)	7.2 (H21年度)
		将来負担比率 (%)	32.2 (H20年度)

注 1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、 平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、 その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、 構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、 それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること(ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。)。
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に 基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

	合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 おける公営企業の統合等の内容		
〔合併期日:平成〇年〇月〇日	合併前市町村:)	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入 すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計 画 名	「河内長野市中期経営プラン2008」
計画期間	平成20年度~平成24年度
計画策定責任者	河内長野市長 橋上 義孝
既存計画との関係	河内長野市中期経営プラン2003(期間5年)の見直しによる新規計画
公表の方法等	議会への報告(平成19年11月経営計画の報告、平成19年12月料金改定を上程)、ホームページ掲載
基 本 方 針	〇プラン2003の経営方針を継続 ・安全な水道の構築・災害に強い水道の構築・施設更新と機能向上 ・需要者とのパートナーシップ・民間活力の導入・スリムな水道事業 ・経営基盤の強化 以上を継続し、新規として ・収入財源の見直し・負債の縮小

- I 基本的事項(つづき)5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

					(単位・十円)
区分	分	旧運用部: 年利5%以上 6%未満 旧簡保: 年利5%以上 6%未満 旧公庫: 年利5%以上 5.5%未満	旧運用部: 年利6%以上 6.3%未満 旧簡保: 年利6%以上 6.5%未満 旧公庫: 年利5.5%以上 6%未満	旧運用部:年利6.3%以 旧簡保 :年利6.5%以 旧公庫 :年利6%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		30, 121. 5	55, 130. 1	85, 251. 6
	補償金免除額		4, 054. 4	16, 672. 3	20, 726. 6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			7. 607. 8	7. 607. 8

- 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基 準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、 確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は<u>小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること</u>。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、<u>小数点第2位がΩであるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること</u>。)。 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入
- 6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位: 壬田)

							(単位:十円)
	事業	債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3% (平成23年度)	合 計
公	フ	く道事業		113, 370. 0	30, 121. 5	55, 130. 1	198, 621. 5
-Z-				,	ŕ	,	,
볼							
営企業債							
美							
慎							
	合	計	(A)	113, 370. 0	30, 121. 5	55, 130. 1	198, 621. 5
- **							
(再掲) ※上記のうち							
掲針の							
○担ち							
分·							
	合	計	(B)				
	公営企業で負担	旦するもの	(A) – (B)	113, 370. 0	30, 121. 5	55, 130. 1	198, 621. 5

【旧簡易生命保険資金】

(単位·千円)

							(+	17 . 1 1 1/
	事	業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成23年度ま	쇰	計
公								
営								
企								
公営企業債								
頂								
	合	計	(A)					
-*								
○ 版上 再会記								
(再掲) (再掲)								
分ち								
	合	計	(B)					
公	営企業で負担	担するもの	(A) – (B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位·千円)

							(単位・十円)
	事美	業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成24年度9月	合 計
		水道事業		37, 682. 3		7, 607. 8	45, 290. 1
			, ,				.=
		計	(A)	37, 682. 3		7, 607. 8	45, 290. 1
(再掲) 一般会計負担分							
再計の							
〜担う							
"		=1	(D)				
	合	計	(B)				
公言	営企業で負担	するもの	(A) - (B)	37, 682. 3		7, 607. 8	45, 290. 1

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在 高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 - 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 - 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係 る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在して いたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般 会計負担分」に再掲すること。
 - 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

容 区 分 内

本市の特徴としては、ダム水を始めとする自己水を主に(約7割)利 |財 務 上 の 特 徴|用している。平成21年度には2か所あった簡易水道のうち、一つを廃止 し、一つはソフト統合したが、この旧簡易水道を含めて現在でも浄水場 |が4箇所稼動している。また、昭和40年代から50年代に開発された 大規模団地が高低差の多い地形に点在しており、送配水施設は約60箇 所に上る。このため、保有資産は他市に比べて相当多い(有収水量1m 3あたりの資産額:本市2,755円、府下平均1,073円)。この資産の調達 資金は、借金である企業債よりも開発団地からの工事負担金などの資本 剰余金が非常に多い。これらが本市の資産形成の特徴であり、財政構造 の特徴となっている。

> 需要構造の特徴として、本市は、他市に比べ工場用など大口の多量使用 が少なく、少量使用者層である家庭用の占有率が高いため(本市 85.4%、府下平均82.0%)、大口使用を中心に収益を回収する団体に比 べ、経営効率が悪くなっている。

> これらの、財政・需要構造特徴から、事業の効率化に対しては、浄水場 の包括的管理委託や窓口業務の委託化など、積極的に経営の健全化の取 り組みを進めてきたところである。この結果、料金水準は家庭用20m3 使用で府下安いほうから13番目に位置していたが、人口の減少が著し く、収益が減少していく中、老朽化した施設の修繕、更新に取り組むた め、平成20年度に平均8.1%の料金改定を実施し、平成22年度現在、料 金水準は高い方から8番目となっている。

> しかし、このような健全化努力にもかかわらず、想定以上に需要は人 口の流出により減少を続けており、今後の推計でも回復の見通しは立た ない。また、多くの施設が開発者の負担により形成されたため、これま で、企業債と減価償却費の負担が比較的低く抑えられていたが、浄水場 を始め多くの施設が、一度に更新期を迎える。この更新財源の確保と更 新後の管理体制のあり方が水道事業経営の将来を大きく左右する。

経 営 課 題

① 健全経営の維持 題

平成20年4月に料金改定を実施したが、人口の減少と節水機器の普及な ど使用水量の減少が著しい。人口が毎年1千人近く減少し水量も10万m 3、節水による分を合わせると、毎年20万m3以上減少している。料金収 入も3千万円を超える減収が続く中、5か年の料金算定期間での黒字経営 を維持するため料金改定で目標とした施設の修繕への取り組みの縮小や 受水費の引き下げで何とか黒字維持を目指しているが、非常に厳しい経 営が続いているため、財源の確保と経営の効率化に努めなければならな

健全化策として、平成22年度に組織機構の改革により上下水道部を統 合し、平成23年度からは、理事職を廃止、部長級1名とし、この給与 については下水道事業と折半することとしたほか、効率的な水質検査体 制を図るため、平成23年度から富田林市との共同水質検査を実施して いる。また、退職者の補充について再任用職員の活用に切り替えるなど 健全経営を維持するための施策を進めている。

分 内 ② | 老朽化施設の改修と機能維持 現在、浄水場4箇所と配水施設は60箇所を超え、また、主要施設は昭 和40年代から50年代にかけて建設された施設であるため、今後、一度に 改修期を迎える。この改修計画を限られた財政計画の中で、より高度な 機能を維持し続けなければならない。平成22年度に、総配水量の15%近 くを受け持つ西代浄水場を改修したが(8億円)、今後、5割を受け持つ 日野浄水場の更新に着手しなければならない。この水源は、これまで、 製造原価が低くこれまで、自己水活用のメリットを発揮してきたが、こ の更新への投資額により、受水単価との比較が検討される。府下でも規 模の大きい水源であり、広域的にも貴重な水源であるため、慎重に取り 組む必要があり、この取り組む方法が将来の経営を大きく左右すること になる。 課 題 ③ 施設拡張計画(危機管理対策) 自己水が70%で運用しているが、この中心のダム水はここ数年毎年渇水 による水位低下と水質悪化で取水制限が実施されており、非常に不安定 な水源となっている。また、ダム水制限時に代替水源となり、平常時で も3割を受け持つ企業団からの受水は送水管の末端で受水しており、こ のルートで事故があった時には、水量不足が生じることになるため、こ の、受水第2分岐について、企業団と要望、協議している。今後、具体 化に伴い、これらの整備財源の確保が大きな課題となる。 課 題 ④ 共同水質検査体制の拡大 本市は複数の水源を保有し、広く高低差のある複雑な給水形態であるこ とから、これまで、迅速で柔軟な水質検査を目標に自己検査体制を充実 し、水道水の安全に対する信頼性を確保に努めてきた。この充実した自 己検査体制を活用し、近隣市町村との共同化により、広域的な水質検査 体制の効率化を進める。 平成12年度以降、人口減少による収益の減少に対し、「河内長野市水 留 意 事 項|道事業中期経営プラン2003」に基づき、アウトソーシングの拡大に よる事業のスリム化、効率化を基本に職員を削減し経営の健全化を維持 してきた。 その結果、大阪府下平均の倍以上の資産を保有しながら、平成13年度 に58名いた職員数は、平成19年度4月で41名、さらに、平成20年 度からの「中期経営プラン2008」により、現在 (H22) 37名となってい る。大規模な災害時の危機管理体制としては一定の職員数を確保する必 要があると考えており、今後の人口、収益の減少に対して、経営の効率 化は当然のことながら、人員削減の手法としての委託化については、危 機管理体制の維持の裏づけのもと進めていく必要がある。また、これら の職員は今後10年で大量に退職していくことになり、本市の水道技術の 継承が課題となる。この職員補充のあり方について、将来にわたる委託 化の進め方や広域化の動きを見据えながら慎重に進めていく必要があ る。

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し(①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

年 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 (計画前5年度) (計画前4年度) (計画前3年度) (計画前々年度) (計画前年度) (計画初年度) (計画第2年度) (計画第3年度) (計画第4年度) (計画第5年度) 区 (決 算) (決 算) (決 算) (決 算) (決算見込) 1. 営 収 益 (A) 1,991,735 1,988,387 1.984.915 1,810,124 1.951.901 2.040.808 1.929.701 1.905.251 1.871.553 1.838.178 収 (1) 料 金 収 入 1.942.676 1.903.230 1.994.170 1.941.561 1.937.056 1.881.216 1.856.797 1.823.099 1.789.724 1.761.670 益 (B) 2.716 1.440 (2) 受 託 Н 事 収 3.659 2.356 1.984 1.684 1.440 1.440 1.440 1.440 益 (3) そ 0 他 46.343 45.012 44.282 44 842 46.175 47 045 47.014 47 014 47 014 47.014 収 益 収 2. 営 290 340 324.101 273.585 265.376 258.008 272.130 267.743 270.013 271.224 287.244 的 (1) 補 肋 金 110 642 98 026 99 576 99 473 101 101 104 642 103.523 105 793 107 004 123.024 他会計補助金 97.013 90.465 96.490 98.714 100.955 104.642 103.523 105.793 107.004 123.024 収 その他補助金 13.629 7.561 3.086 759 146 0 益 (2) そ 佃 179 698 226.075 174 009 165 903 156.907 167 488 164.220 164.220 164.220 164.220 λ 計 (C) 収 入 2.282.075 2.276.002 2.314.393 2.253.763 2.242.923 2.201.831 2.172.994 2.141.566 2.109.402 2.097.368 1. 営 用 2.105.776 2.249.044 2.156.765 2.006.650 2.023.449 2.057.255 2.038.782 2.042.333 2.039.261 2.035.929 費 (1) 職 給 385 964 375 824 352 304 337 028 313 793 318 875 300 685 301 990 299 195 289 575 収 基 給 198.079 174.340 154,770 145.781 150.730 140.685 141.990 140.795 135.575 本 161.674 的 退 当 職手 37.400 64.200 64.800 64.400 53.800 50.000 50.000 50.000 50,000 50.000 他 125.830 0 150.485 137.284 117.858 114.212 118.145 110.000 110.000 108.400 104.000 益 (2) 経 費 1 088 946 1.234.849 1.153.759 1 004 902 1.007.579 1.012.305 1.017.529 1 011 076 1 001 086 987 436 動 カ 書 75 901 85 740 85 848 66 753 70 139 79 741 75 178 74 343 73.368 72.705 収的 修 繕 費 149.982 148.191 153.569 100.344 99.42 119,140 138.377 142.246 147.012 147.709 材 料 費 8 765 7 4 1 8 7 509 5 9 1 5 6.046 7 805 7 964 7 964 7 964 7 964 他 0 854.298 993.500 906.833 831.890 831.973 805.619 796.010 786.523 772.742 759.058 支 (3) 減 却 費 630.866 638.371 650.702 664.720 702.077 726.075 720.568 729.267 738,980 758.918 外 用 197 523 178 334 150 093 143 999 148 614 143 581 132.977 129 815 126 802 124 184 2. 営 ₹ 息 170,979 142.803 141.662 134,706 121.815 116.184 (1) 支 払 利 188.677 137.157 124.977 118.802 の 他 (2) そ 8.846 7.355 7.290 6.842 6.952 8.875 8.000 8.000 8.000 8.000 出 計 (D) 2.303.299 2.427.378 2.306.858 2.150.649 2.172.063 2.200.836 2,171,759 2.172.148 2.166.063 2.160.113 常 益 (C)-(D) (E) -21.224 -151.3767.535 103.114 70.860 995 1.235 -30.58-56.661 -62,745 特 別 利 益 (F) 10 10 10 失 (G) 1.55 6.274 1.492 1.412 1.096 1.005 1.005 1.005 1.005 1.005 損 益 (F)-(G) (H) -1.55° -99 -6274-1492-1412-1096-995-995 -99 -995 当年度純利益(又は純損失) 240 (E)+(H) -27498-1528686 1 2 3 102 018 69 309 -31.57-57650-63740繰越利益剰余金又は累積欠損金(1) 192,680 39.812 45.935 147,553 210.862 206.862 207,102 175,525 117.869 54.129 動 資 産 (J) 2.905.406 2.730.152 2.511.988 3.225.894 2.189.288 2.464.024 2.315.255 2.221.174 2.064.736 2.011.877 うち未収金 300.000 494.291 385.641 361.108 395.242 401.948 296.528 300.000 300.000 300.000 倩 (K) 474.935 655.224 401.473 1.306.490 230.842 493,400 400.000 400.000 400.000 400.000 うちー時借入金 うち未払金 364.331 544.527 263.825 1.198.289 121,129 386.147 300.000 300.000 300.000 300 000 累積欠損金比率(×100) (A)-(B) 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 営業収益-受託工事収益(A)-(B)(M) 1.989.019 1.948.242 2.038.452 1.986.403 1.983.231 1.928.261 1.903.811 1.870.113 1.836.738 1.808.684 地方財政法による資金不足の比率 $((1)/(M) \times 100)$ Λ n 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N) 0 0 0 0 Λ 0 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O) 0 0 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P) 1.989.019 1.948.242 2.038.452 1.986.403 1.983.231 1,928,261 1.903.811 1.870.113 1.836.738 1.808.684 健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$

(単位·千円 %)

(単位:千円,%)

				左	Ŧ	度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	区	3	}				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(11.21)	(11.02)	(11)	(11)	(112)
		1. 企	業			債	6,700	190,000	175,000	632,700	0	0	0	200,000	200,000	200,000
	資	-	資本費 平	平 準	℄	債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2.60	貝	2. 他	会 計	出	資	金	33,170	29,962	21,722	19,921	13,088	11,723	11,349	11,464	11,808	12,163
資		3. 他	会 計	補	助	金	34,020	3,046	1,700	21,753	0	15,552	0	0	0	0
	本	4. 他	会 計	負	担	金	5,205	4,049	4,845	8,148	2,492	2,500	14,000	14,000	14,000	14,000
		5. 他	会 計	借	入	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本	的	6. 国	(都道府	県)	補助	金	96,158	108,134	58,113	149,623	2,622	0	0	0	0	0
'	н,	7. 固	定資産	売 :	却代	金	0	0	0	0	418	100	0	0	0	0
		8. I	事 負		担	金	252,620	111,098	95,701	164,782	159,340	271,471	174,000	174,000	174,000	234,000
	収	9. そ	<u>の</u>)		他	272	5,048	514	334	222	200	700	700	700	700
的			計			(A)	428,145	451,337	357,595	997,261	178,182	301,546	200,049	400,164	400,508	460,863
	入	(A)のうち 額	翌年度へ繰り越され	れる支出	出の財源	充当 (B)	1,742	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純			計 (A)-(B) (C)	426,403	451,337	357,595	997,261	178,182	301,546	200,049	400,164	400,508	460,863
収	資	1. 建	設 改	[良	費	587,404	704,058	779,719	1,852,051	706,551	738,312	906,000	906,000	906,000	906,000
		う	ち 職 員	給	与	費	76,231	66,450	74,465	75,362	75,052	77,979	78,000	78,000	78,000	78,000
	本	2. 企	業債	償	還	金	359,754	564,961	240,302	215,793	224,246	326,828	252,075	260,235	269,570	290,200
支	的	3. 他	会 計 長 期	借入	返還		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支	4. 他	会計へ	の :	支 出	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出	5. そ	0)		他	272	6,948	1,495	334	222	200	700	700	700	700
			計			(D)	947,430	1,275,967	1,021,516	2,068,178	931,019	1,065,340	1,158,775	1,166,935	1,176,270	1,196,900
資本	的山	収入額が	資本的支出額に不)-(C) (E)	521,027	824,630	663,921	1,070,917	752,837	763,794	958,726	766,771	775,762	736,037
7	甫	1. 損	益勘定		保 資	金	509,870	800,218	635,979	951,850	729,977	744,794	948,726	756,771	765,762	726,037
-	7	2. 利	益 剰 余		処 分	額	0	0	0	50,000	0	0	0	0	0	0
/	-	3. 繰	越 エ	事	資	金	0	1,742	0	0	0	0	0	0	0	0
Į,	-	4. そ	<u></u> の)		他	11,157	22,670	27,942	69,067	22,860	19,000	10,000	10,000	10,000	10,000
3			<u>計</u>			(F)	521,027	824,630	663,921	1,070,917	752,837	763,794	958,726	766,771	775,762	736,037
補	ţ		源不	足	額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他	숲		借入金	現		高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企		業	債 現		在	高 (H)	5,534,837	5,159,876	5,094,574	5,511,481	5,287,235	4,960,407	4,708,332	4,648,097	4,578,527	4,488,327

(2) 他	소	=+	縕	λ	全

_(2) 1世宝	Tak	深入玉																	(単位:千円)
		_		_		年 ——		度			平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
	<u>凶</u>		分							_	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収	益	的	収	支	分						97,757	94,057	98,336	99,908	102,422	104,642	103,523	105,793	107,004	123,024
			う	ち	基	準	内	繰	入	金	29,649	30,780	34,911	38,334	34,561	33,600	35,166	36,461	36,985	45,173
			う	ち	基	準	外	繰	入	金	68,108	63,277	63,425	61,574	67,861	71,042	68,357	69,332	70,019	77,851
資	本	的	収	支	分						72,395	37,057	28,267	49,822	15,580	29,775	25,349	25,464	25,808	26,163
			う	ち	基	準	内	繰	入	金	29,002	24,369	16,648	17,862	5,075	3,410	14,216	14,000	14,000	14,000
			う	ち	基	準	外	繰	入	金	43,393	12,688	11,619	31,960	10,505	26,365	11,133	11,464	11,808	12,163
			合				計				170,152	131,114	126,603	149,730	118,002	134,417	128,872	131,257	132,812	149,187

(3)経営指標等

				平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方	財政	政法による資金不足の比率	区 (%)(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金[回扣	汉率 ※	(%)	85.8	79.7	88.2	92.4	91.0	87.2	87.3	85.7	84.5	83.7
資本:	費		(円又は%)	83.1	88.7	84.5	82.9	86.8	88.8	88.2	89.2	90.4	92.4
総収	支上	北率(法適用)	(%)	98.8	93.7	100.3	104.7	103.2	100.0	100.0	98.5	97.3	97.1
経常	収5	支比率(法適用)	(%)	99.1	93.8	100.3	104.8	103.3	100.0	100.1	98.6	97.4	97.1
営業	収3	支比率(法適用)	(%)	94.6	86.8	94.6	99.1	98.1	93.8	93.5	91.6	90.1	88.9
累積:	欠担	員金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的	的川	収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
T I	収益	益的収入分	(%)	4.3	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1	5.9
繰		うち基準内繰入金	(%)	1.3	1.3	1.5	1.7	1.6	1.5	1.6	1.7	1.8	2.2
金.		うち基準外繰入金	(%)	3.0	2.8	2.7	2.7	3.0	3.3	3.1	3.2	3.3	3.7
此	資フ	本的収入分	(%)	17.0	8.2	7.9	5.0	8.7	9.9	12.7	6.4	6.4	5.7
率		うち基準内繰入金	(%)	6.8	5.4	4.7	1.8	2.8	1.1	7.1	3.5	3.5	3.0
		うち基準外繰入金	(%)	10.2	2.8	3.2	3.2	5.9	8.8	5.6	2.9	2.9	2.7

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%) =総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
 - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用- (受託工事費+基準内繰入金) +地方債償還金) /年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	業務予定量を過去の人口、需要動向から統計学的に算出した。 給水人口平成18年度末実績 117,796人 平成24年度末計画 114,373人 △3,423人 配水量 平成18年度 13,684千m3 平成24年度 12,984千m3 △700千m3 業務予定量を基に施設の修繕と浄水場の改修工事を経費に織り込み財政計画を算定した結果、平成21年度に約1億1千万円の累積欠損金が生じ24年度には6億円を超える見通しとなったため平成20年度から5ヵ年で8.1%の料金改定を実施した。合わせて、この8.1%の中で水1m3に付き1円を負担していただき森林を守るための施策に充てることした。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金の主なものとしてダム水道水源開発や簡易水道建設改良に要する償還金、児童手当に要する経費などを算入し、基準外繰入金の 主なものとして水道料金福祉減免繰入金や簡易水道維持管理費などを算入している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	平成19年度から22年度にかけて簡易水道統合事業と浄水場の改修事業を実施した。現在、基幹浄水場の更新計画について調査中である。 使用していない配水池、ポンプ室を売却処分する予定であるが、強固な構造物の撤去費用を除いた金額となり、大きな収入は見込めない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	水道水源保全のため使用水量水1m3に付き1円を森林を守るための施策に充てることして原価を算定した。 職員数は37名とし、退職者の若年層への切り替えを見込んでいる。 退職手当は今後10年間の退職計画に基づき毎年5千万円を計上している。 企業債金利は2.5%とした。

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として 企業債金利は2.5%とした。
 - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み 平成19年度に7.0%以上の企業債について補償金なし繰上償還を実施するものとして算定した。 現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの 収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
1 経常経費の見直し		
〇 定員管理	課題①	 <当初計画による実績等>平成12年度以降、人口減少による収益の減少に対し、「河内長野市水道事業中期経営プラン2003」、「河内長野市水道事業中期経営プラン2008」及び「集中改革プラン」に基づき、アウトソーシングの拡大による事業のスリム化、効率化を基本に職員を削減し経営の健全化を維持してきた。その結果、大阪府下平均の倍以上の資産を保有しながら、平成13年度に58名いた職員数は、平成18年度には45人となり、平成19年度には5人削減し職員数はプランに掲げる40名となり、以降、さらに人員削減の結果、平成23年度には職員数は37名となりました。 ○職員削減による給与費の削減効果額(給与費の削減額ー委託化に係る費用)*給与費の削減額=当該年度給与費(給与水準改善前)/前年度職員数X職員削減数(平均給与X職員削減数)(H14)2名18百万円一委託化15百万円=18百万円(H15)2名18百万円一委託化45百万円=13.5百万円(H16)2名18百万円一委託化4.5百万円=13.5百万円(H17)4名37百万円一委託化4.5百万円=13.5百万円(H17)4名37百万円一委託化18百万円=17百万円(H18)3名22百万円一委託化18百万円=15百万円(H19)5名32百万円一委託化18百万円=16百万円(H19)5名32百万円一委託化18百万円=15百万円(H20)1名14百万円 ただし、若年層への切り替えによる削減額7百万円(H20)1名14百万円 ただし、若年層への切り替えによる削減額7百万円(H20)1名14百万円 ただし、表代にこちの切り替えによる削減額7百万円(H20)22名削減11百万円。ただし、委託化による削減数は無し。 (長20)4日前間下ただし、委託化による削減数は無し。 (長21)4日前日下ただし、委託化による削減数を維持する。今後の人口、収益の減少に対して、経営の効率化は当然のことながら、人員削減の手法としての委託化については、危機管理体制の維持の裏づけのもと進めていく必要があるが、退職者補充について再任用職員の活用を考えている。 〇給与費の削減効果 退職者給与費 再任用給与費 平成24年度効果額 8,000千円-2,500千円(再任用1名)平成25年度効果額 5,500千円(退職者なし)平成25年度効果額 5,500千円(退職者なし)平成25年度効果額 5,500千円(現日用活用なし)平成27年度効果額 5,500千円(再任用活用なし)平成27年度効果額 5,500千円(明任用活用なし)平成27年度効果額 5,500千円(明任用活用なし)
〇 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手 当等のあり方		

IV 経営健全化に関する施策

	項	目	Ⅱの課題番号	具体的内容
		員に相当する職 職員等の給与の		・一般行政職と同じ額の給料表を使用しており(国公行一給料表対応4級まで)、現在改正の見込みは立っていない。 ・技能労務職員の給与の見直しに向けた取り組み状況については、平成20年3月に公表する 平成19年度より技能労務職員該当なし
	◇ 退職時特昇 り方	等退職手当のあ		・退職時特別昇給については、平成17年4月から廃止済み。 ・退職手当の構造見直しについては、現時点では導入による手当額の増大が見込まれるため未導入である。 導入については、大きな財政負担が発生しないように時期を検討中。
	◇ 福利厚生事	業のあり方		・健康保険料の事業主負担割合については、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、引き続き検討していくことになっており負担割合が早期に1:1になるよう取り組んでいく。(負担割合=平成18年度 1:1.46、平成19年度 1:1.29、平成20年度 1:1.06、平成21年度1:1.03 平成22年度1:1.02) ・互助会解散に伴い平成21年度から福利厚生事業受託団体を通じて実施している。 ・本市独自の河内長野市職員厚生会への事業主負担は、平成19年4月にいったん廃止したが、互助会解散に伴い、平成21年度から職員一人当たり500円を負担している。
0	維持管理費等の 効率化に向けた取	縮減その他経営 組		日野浄水場の包括的委託に取組み、管理委託に資材調達から修繕など物件費を含み、委託効果を最大限発揮するよう努めている。平成24年度からは西代・三日市等の浄水場、各配水施設等についても、現在の運転管理委託から資材調達や施設管理を含めた委託業務拡大を施行する予定で、平成23年度にプロポーザルによる契約を進めている。
0	指定管理者制度 託の推進やPFI			

Ⅳ 経営健全化に関する施策

		項	目	Ⅱの課題番号	具体的内容
_ ^		売却可能	適正な料金水準 資産の処分等に		
	っては、	コスト等に	く低い団体にあ に見合った適正 き上げに向けた	課題①	く当初計画による実績等> 安全で安定的な水道水の供給を持続して行くためには、施設の健全性を維持して行かなければならず、そのための費用について、需要家の適正な料金負担が不可欠となっている。このため、平成20年度以降の収入見込みと施設の維持管理費用を基に財政計画を算定した結果、平成20年度に約7千万円の単年度赤字が生じ、平成23年度には累積欠損金が3億円を超える見込みとなるため、平成20年度から5ヵ年で8.1%の料金改定を実施した。平成20年度効果額 改定前収益1,898,026千円×(0.0405×2ヶ月(日割り計算)/12ヶ月+0.081×10ヶ月/12ヶ月)=158,146千円平成21年度効果額 改定前収益1,881,106千円X0.081=152,370千円平成22年度効果額 改定前収益1,861,869千円X0.081=150,811千円平成23年度効果額 改定前収益1,861,869千円X0.081=150,811千円平成23年度効果額 改定前収益1,848,050千円X0.081=149,692千円 く今後の方針>平成24年度~平成25年度にかけて老朽化施設更新計画を策定することとしており、この計画に基づく事業費を基に策定する財政計画により、料金改定幅等を判断したいと考えているため、給水人口減少等により、計画を下回る給水収益については、経費削減等の経営努力を行うこととし、計画期間に生じる単年度赤字については、繰越利益剰余金を活用し、料金改定の時期、率についてはもう少し検討を重ね計上して行きたい。
	〇 遊休資	資産の処分			平成21年度に売却予定地の不動産鑑定評価と費用対効果分析を行い、平成22年度には2箇所の遊休資産を売却した。 維持管理経費削減のため、平成23年度以降も元の所有者や、地元自治会などと売却交渉を行っていく。
	経営健全(()開の推進と		兄に関する情報 の導入		
	〇 経営優情報公開		努状況に関する		・地方公営企業法に基づき、毎年2回6月と12月に市広報紙において財政事情の公表をおこない、ホームページでも予算と決算の状況について、公表している。 ・財政健全化法に基づく資金不足比率等の情報についても、一般会計とあわせてホームページに掲載している。 ・決算認定に併せて、決算委員会を9月議会中に行っている。 ・財政の健全化を進めていくために、必要な財政情報を積極的に開示していく方針である。
	〇 行政診	平価の導入			地域水道ビジョンを作成し、業務指標分析による目標設定を行う。 水道料金原価の分析として、ABC分析的手法を用いる検討など、常に適正な原価について検証を行う。

IV 経営健全化に関する施策

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
4	その他		
	〇共同水質検査体制の確立	課題④	水質検査の広域化体制を確立し、効率化を進める。 平成23年度から富田林市との共同水質検査を実施しているが、今後、近隣町村も含め、さらに広域化を拡大する。 〇広域化対策効果 検査件数等の増加に伴い、職員採用等の人件費が増加するが、高価な水質検査機器等の共同使用による機器賃借料・保守料など必要経費の負担が減少する。 効果額の算定 富田林市負担金ー共同水質検査実施に伴う職員採用人件費 平成23年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円 平成24年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円 平成25年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円 平成26年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円 平成27年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円 平成27年度効果額 富田林市負担金(14,445千円)ー職員採用人件費(7,900千円)=6,545千円
	○組織機構改革	課題①	組織機構改革による人件費の削減 行政改革の一環として平成22年度から上水道と下水道を統合。さらに、平成23年度から理事職を廃止、部長級1名とし、この 給与については折半することとする。 効果額の算定 部長給与費一部長給与×1/2 平成23年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円 平成24年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円 平成25年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円 平成26年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円 平成27年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円 平成27年度効果額 部長給与(11,736千円)一部長給与の1/2(5,868千円)=5,868千円

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
〇 未収金徴収対策	11 の味 超権 ち	水道料金が私法上の債権とされ、従前の5年消滅時効から2年の短期債権となった、このため、微収要綱を定め、滞納整理事務の強化を実施している。この効果として、平成18年度現在、現年徴収率99.22%、過年滞納徴収率44.53%を計画最終年度に現年徴収率99.5%、過年滞納徴収率50%合計99.15%を目標としている。〇一成18年度までの未収金徴収対策効果 平成13年度より収納事務の委託化が開始され平成17年度には料金窓口から収納消込みを含む料金業務を全面委託化たた。〇年成18年度より収納事務の委託化が開始され平成17年度には料金窓口から収納消込みを含む料金業務を全面委託化たた。その結果、平成14年度から平成18年度にかけて未収金徴収対策効果として、各年度の現年調定額に平成13年度の収納率をかけて背出した金額と実際の収納額との差額を未収金徴収対策効果として、各年度の現年調定額に平成13年度の収納率をかけて背出した金額と実際の収納額との差額を未収金徴収対策効果とで計上。各年度現年度収納額一名年度現年度調定額、平成13年度現年度収納率(99.08%)〇平成19年度以降未収金対策は、現年度収納率が毎年0.05%づつの向上を目指した。効果額の算定名と中度効果額 収納額(1.985.002千円)一調定額(1.998.292千円)×99.22%-2.297千円平成29年度以外額(2.081.982千円)一調定額(2.033.784千円)×99.22%-4.505千円平成22年度効果額 収納額(2.0327847円)一調定額(2.033.7844円)×99.22%-4.505千円平成21年度効果額 収納額(2.022.4472千円) 一調定額(2.033.7844円)×99.22%-4.505千円平成23年度効果額 調定額(1.995.277千円)、1.025%-4.938千円では24年度効果額 調定額(1.995.277千円)×0.05%-5.028千円では24年度効果額 調定額(1.994.637千円)×0.01%-195千円平成24年度効果額 調定額(1.948.637千円)×0.01%-195千円平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度分別表額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度効果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度対果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度対果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度対果額 調定額(1.949.637千円)×0.01%-1957円 平成24年度収納率向上を目前で対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対限が対
	- F/- W - M - F	ᆝ

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付し た課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更な る経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入する こと
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題① ・人件費の削減 職員数については、大規模な災害時の危機管理体制として、概ね現職員数を確保する必要があると考えており、人員削減による経費削減効果を見出すことは困難である。そのため、退職者補充を再任用職員活用により人件費を削減する。 ・修繕費の削減 山間地域が多い本市は、配水施設等の施設数も多く、また、機械設備の老朽化などによる突発修繕も増加している。このため、計画的に計上してきた修繕引当金の取り崩し等により修繕費を削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成20年度に約7千万円の単年度赤字が生じ、平成23年度には累積欠損金が3億円を超える見込みとなるため、平成20年度から5ヵ年で8.1%の料金改定を実施した。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	- 配水施設等の統除合により生た。配米池ボンブ室を売却処分する。 - 自己資金の活用により企業債残高の削減を図る。 - 水質検査の広域化体制を確立する。 - 平成 2 3 年から高田林市との共同水質検査を実施しているが、今後、近隣町村も含めさらに広域化を拡大する。 - 水源保全のため 1 m 3 あたり 1 円を含めた料金改定を実施、浄水コストの削減と安価な自己水の確保を目指す。 - 微収要網を定め、滞納整理事務の強化を実施することで微収率99.15%を目指す。 - 1 14~ H18 収納業務の委託化により各年度の現年調定額に平成13年度の収納率をかけて算出した金額と実際の収納額との差額を未収金徴収対策効果の実績として計上。 - H19-H23 現年度収納率向上策 ① 口座振替用紙の送付) ②管促発送サイクルの短縮 ③停水サイクルの短縮 ③停水サイクルの短縮 ③停水サイクルの短縮 ③停水サイクルの短縮 ③ 保防型地徴収の推進 過年度収納率向上策 ① 長期 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- 注 1 上記各項目には、ITで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 - なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
- 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

- V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
- 2 年度別目標等
- (1)水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:千円、%) 平成18年度 (当初計画前年度) 平成19年度 (当初計画初年度) 平成20年度 (当初計画第2年度) 平成21年度 (当初計画第3年度) 平成23年度 (当初計画第5年度) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成22年度 (当初計画第4年度) 区分 目標又は実績 当初計画合計 延長計画合計 | 累積欠損金 | 当初計画の目標値 (実績値) | 延長計画の目標値 | 企業債現在 | 当初計画の目標値 | 高 5, 189, 875 5, 159, 876 5, 252, 27 5, 094, 57 5, 429, 079 5, 511, 481 5, 534, 837 延長計画の目標値 【収入の確保】 料金改定率 8. 10% 改善効果額(料金の適正化) 158, 146 152, 370 150, 811 149.69 611.01 未収金の徴収対策 改善効果額 4, 858 5, 028 当初計画に計上 - 般会計負担金の額 改善効果額 (負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) 418 その他(改善効果額 した施策に係る改善効果額 【経費の削減】 職員給与費の適正化 職員給与費(退職手当以外) 25, 000 39, 810 53, 710 68, 901 68, 90 改善効果額 改善効果額 11, 000 11, 810 18, 710 22, 805 22, 80 その他 (改善効果額 14, 00 46, 096 改善効果額 (適正化) 工事コスト 改善効果額(縮減額) その他(共同水質検査) 改善効果額 当初計画改善効果額 合計 889. 385 (参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金) 49, 549 【収入の確保】 料金改定率 改善効果額(料金の適正化) 未収金の徴収対策 改能効果類 105 延長計画に計上した施策に係る改善効果額 一般会計負担金の額 改善効果額(負担金の確保等) 資産の有効活用 改善効果額(収入増額) その他(負担金の確保) 改善効果額 5, 868 5, 868 5, 868 【経費の削減】 職員給与費の適正化 職員給与費(退職手当以外) 改善効果額 5, 500 5, 500 5, 500 給与水準 改善効果額 その他 (再任用活用) 改善効果額 5, 500 5, 500 5, 500 11,00 維持管理費等 改善効果額 (適正化) 改善効果額 (縮減額) その他(共同水質検査) 32, 725 注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。 延長計画改善効果額 合計 A 91, 446 延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。 普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C 3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の 補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。 A+B+C 91, 446 <参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金) 20, 727

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき) ② 経営状況

		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前 4 年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口	(千人)	118	117	116	115	115	115	114	114	113	113
年間総有収水量	(∓ m³)	12, 704	12, 493	12, 229	11, 963	11, 943	11, 590	11, 485	11, 322	11, 159	11, 028
公称施設能力	(㎡/日)	58, 461	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278	58, 278
1日最大配水量	(㎡/日)	43, 424	42, 154	41, 910	39, 979	39, 102	38, 320	37, 554	36, 803	36, 067	35, 346
最大稼働率	(%)	74. 3	72. 3	71. 9	68. 6	67. 0	65. 8	64. 4	63. 2	61.9	60. 7
供給単価	(円/㎡)	153	152	163	162	162	162	162	161	160	160
給水原価	(円/㎡)	178	191	185	176	178	186	185	188	190	192

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針 注 「統合計画の概要・楽施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

- ① 海畑地区簡易水道事業:平成19年4月1日上水道への経営統合完了(平成19年3月30日簡易水道廃止許可、平成19年4月1日設置条例改正施行) 上水道に伴う建設改良工事、平成19年度~平成21年度(平成21年度工事完了)
- ② 川上地区簡易水道:平成22年4月1日上水道への経営統合完了 (平成22年2月22日簡易水道廃止届出、平成22年4月1日設置条例改正施行)